

八千代市 自治連だより

第47号



発行日 / 2023年9月25日
発行元 / 八千代市自治会連合会
代表者 / 粟根 秀光
問合せ / 八千代市コミュニティ
推進課内 TEL047-483-1151

令和5年八千代台東町会夏祭り

八千代警察署・八千代市・八千代市自治会連合会の三者協定について

自治連では令和2年1月に八千代警察署並びに八千代市と締結した「八千代市地域の安心・安全に関する協定」(以下三者協定と略します)を実のあるものとするべく本年度から本格的に取り組むことを始めます。去る7月28日に八千代警察署にて初めて三者間での意見交換会を開催しました。一方でほとんどの会員の方は三者協定が何なのか知らないと思われます。そこで今回自治連粟根会長から三者協定を締結した経緯とその目的及び活動について説明してもらいました。

◎三者協定を締結した経緯を教えてください。

平成22年に自治連と八千代警察署との間で「防災ネットワークに関する協定」を締結しました。これは災害発生時に相互協力を要請するものでしたが、具体的な活動実績がなく、実質的に協定は形骸化していました。当時の八千代警察署署長に相談した所、「八千代市も交えて協定内容をもっと実効性のあるものに見直しましょう」と提案されたのがきっかけです。コロナ禍で中断してましたが、本年度から本格的に始めることとしました。

◎三者協定の目的を教えてください。

地域の安心・安全を確保することが最大の目的です。目的を達成するため5つの項目があります。内容が広範囲に渡り、防犯組合連合会や避難所運営委員会等で既に活動している内容と重なる部分があります。自治連としては自治会と連携して出来る所からスピード感を持って協力していきたいと考えています。当たり前ですが、三者協定の有無に関わらず日頃から市、警察は我々市民の安心・安全のために活動しています。自治連も必要に応じて市や警察に要望等を行ってきました。それとは別に今回三者協定によってお互いに意見交換の場を設けたことによる効果が大きいと感じています。

◎7月28日に実施した意見交換会の概要を教えてください。

初めての会合のため協定を機能させるためにはどのような方策があるかを中心に話し合いました。主な点として八千代警察署からは**ちば安全・安心メールの登録者数を増やしたい**、電話de詐欺防止装置設置について市へ補助金の要望と、自治連向け設置の啓発をお願いされました。については勝田台地区で装置を貸し出して実際に使ってもらう取組を行っています。自治連から自治会協力の下で**交通危険箇所の情報共有**に取り組んでいるという旨をお話した所、安全対策の参考にしたいと警察署担当者が非常に興味を示してくれました。市からは自治会から交通安全に関する要望が多く寄せられますが、従来は警察に伝えますとの回答しかできませんでした。今後は三者協定を活かして自治連が取りまとめて警察に提出してほしいと自治連に要望がありました。これから年数回定期的に意見交換会を実施して三者がスムーズに連携していけるように努めていきます。

- | | |
|---------|---------------------|
| 三者協定の目的 | ① 犯罪の予防に関すること |
| | ② 犯罪発生時の安全確保に関すること |
| | ③ 交通安全対策に関すること |
| | ④ 災害対策に関すること |
| | ⑤ その他地域の安全・安心に関すること |



調印式(警察署長、自治連会長、八千代市長)

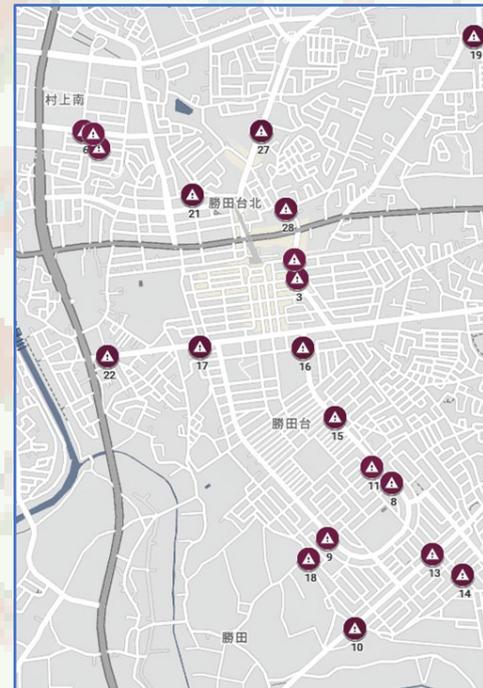
皆さんも登録しましょう
ちば安全・安心メール



交通危険箇所マップの公開

交通事故の約2/3が一般道で発生しているのをご存知ですか？我々の身近な所で交通事故はよく起きています。その一番の原因は「安全不確認」と言われています。交通事故統計用語解説集によりますと「安全不確認」とは、確認が可能な速度に減速（徐行、一時停止）しながら、可能な確認を尽くさなかったために相手当事者を発見できず、又は発見が遅れ事故を発生させたものをいいます。例えばちょっと左右確認しただけですぐ発車してませんか？その道は横からよく自転車が急に飛び出してくるのを知っていますか？他にも信号機がついてない横断歩道ですが、子供がよく横断しているのを知っていますか？それらの情報を知っていれば交通事故を起こすもしくは遭う確率がだいぶ変わってきます。お互いにちょっとした気遣いで交通事故を防止することができます。

交通危険箇所マップは地元自治会が日頃から感じている身近な交通危険箇所の状況と同じく地元自治会から交通危険箇所を通る際に注意してほしい点が表示してあります。情報共有することで可能な安全確認を尽くすのに役立てて欲しいと考えています。自治連HP上から交通危険箇所の新規入力、既存箇所の修正、削除は随時可能です。交通危険箇所マップは皆さんからの情報を元に定期的に更新していきます。自治会の皆さんと交通危険箇所の情報共有を図り、八千代警察署、八千代市と協力しながら交通安全に対する意識を高めていきましょう。



【交通危険箇所マップ】

高齢者会員向け活動アンケート調査結果

自治会内で一般会員とは別に高齢者会員へ独自に行っている活動についてアンケート調査を実施した所、34自治会から回答を頂きました。ご協力どうもありがとうございました。全体の約6割の自治会が「行っていない」というアンケート結果でした。今後、益々高齢化が進展し、高齢者の一人住まいが増加する事が見込まれます。最近、独居高齢者宅で日々配達される宅配品が取り込まれていないのでご近所様が確認したところ、室内で倒れていた事例がありました。高齢者の孤立化を防ぐためにも賛否両論ありますが自治会で何らかのサポートが必要と思われれます。「行っている」「行うことを検討中である」の活動内容、活動予定内容の詳細はweb版をご覧ください。

*実施中の施策

- ・長寿会の発足や敬老祝賀の実施、役員等の免除

*検討中の施策

- ・高齢者向け「趣味の会」、「同好会」等を発足、
- ・会員高齢化でボランティアによる見守り活動は困難。IT化による独居高齢者の見守りサービス加入を検討中
例：1回/週 架電システムにより発信、応答はダイヤルで元気は「1」相談は「9」、「9」と応答した方を対象にフォローする「安心電話システム」（有料サービス 月額固定電話650円、携帯750円）

項目	件数	割合
行うことを検討中である	4	11.8%
行っている	10	29.4%
行っていない	20	58.8%

市政懇談会実施スケジュールのお知らせ

市内7地区から提出された課題・要望に対し、市長が各地区に直接出向き市の対応について、意見交換する機会として毎年市政懇談会が開催されます。本年は右記日程にて行います。開催場所、時間の詳細は各地区自治連役員もしくはコミュニティ推進課にお問合せ下さい

10月15日(日) 村上地区	10月16日(月) 勝田台地区
10月29日(日) 八千代台地区	11月5日(日) 睦地区
11月11日(土) 阿蘇地区	11月19日(日) 高津・緑が丘地区
11月25日(土) 大和田地区	令和6年1月25日(木) 役員会

【編集後記】緑が丘エリア住宅街に【納骨堂設置計画】が持ち上がりました。地域住民は反対署名活動等を行いました。令和5年6月末に市の認可が下りました。市政懇談会役員会で市全体に共通する住環境問題として取り上げて頂き、条例改正の動きの一つとなりました。残念ながら家の近隣には適用されませんが「自治会に入っていて良かった」を実感しています。(岩瀬)

交通危険箇所マップ、各地区市政懇談会の情報等自治連の最新情報はこちらから→



自治連だより47号高齢者会員アンケート調査結果

No	2-1自治会として一般の会員とは別に高齢の会員に対して何か活動を行っていますか？	2-2「行っている」「検討中」の方に質問です。他自治会への参考として活動内容もしくは活動予定内容をお教え下さい。
1	行っている	当町内会長寿会員を対象に組織されている「下町長寿会」活動に用途を特定せず年3万円を助成している。
2	行っている	敬老の日に「敬老祝い金」を支給しています。
3	行うことを検討中である	役員、班長の役職の免除を検討中。（議題に挙がって、これから）
4	行うことを検討中である	班長等の役職免除と班長等の役員報酬の両面で制度検討しています。
5	行っている	敬老のお祝いを贈呈。会員各家庭に75歳以上の方の氏名と年齢、記念品の受取希望有無のアンケートを配布・回収し、希望者に記念品を贈呈。
6	行っている	長寿会に対して補助金をだしている。
7	行っている	班長並びに、役職の免除、長寿会へのサポート等
8	行っている	班長や役職の免除、長寿会へのサポート等
9	行っている	敬老祝賀のお祝い
10	行っている	敬老の日のお祝い品贈呈
11	行っていない	高齢者に絞った活動は不要である。現状、高齢者に絞った活動をすれば、自治会費の使われ方が偏り、若い世帯は負担だけ負って受益は得られない。「受益者負担の原則」を貫くことが大切である。むしろ、目指すべきは、若い現役世帯が参加しやすい運営形態の導入である。当自治会では、これを目的に自治会専用のSNSを作り、回覧、報告、議論、採決などのすべての自治会手続をオンラインにしている。これにより、誰でも時間があるときに、回覧や報告の閲覧、府議事項への質問や意見表明ができるので、特定の時間や場所に縛られることなく、自治会活動に参加できる。今の高齢者は孫とLINEをするなど、相応のITリテラシーを身に付けており、「知らない、分からない」というのは忌憚なく申し上げれば「甘え」以外の何物でもない。むしろ足腰の弱った高齢者はオンラインで参加できる方が負担が少なく、メリットが多いく、当自治会の高齢者も、このことを認めている。
12	行っていない	本件アンケート項目とは違いますが、別の報告に「ゴミの集積所」の問題があったので、当自治会の運営ルールを記載した文書へのリンクを貼っておきます。この運営方法で当自治会では諸問題をすべて解決しています。ご参考まで。 https://app.box.com/s/uery81q2hfygg2telmp4soablv08nn72 また、ごみの集積書清掃管理義務については市の条例に定められており、ごみ集積所利用者の義務である。ごみ集積書管理グループと自治会を一緒くたにすることが不満の根源。明確に分割して、ごみ集積所利用者は必ずグループに加入する義務を負荷し（加入しないで利用するのは市の条例違反であることを明確に知らせる）、自治会加入はあくまでも任意とすることで解決可能。 万一、ファイルのアクセスできない場合はgmailのアカウントにお知らせください。
13	行っている	高齢者75歳以上は班長免除・今年度は6月ゆりのき地区春の清掃活動・7月花火のプレゼント（孫と遊ぶ）・8月お花のプレゼント・9月敬老行事で長寿祝い・10月親睦日帰りバス旅行・11月自主防災会主催で避難訓練・ゆりのき地区秋の清掃活動・12月クリスマスプレゼント（孫と遊ぶ）・1月イチゴ狩り（孫と参加）等々の行事を行います。8月・9月・2月は萱田第一公園の清掃活動を自主参加で頻度を増やし、自治会会員同士のふれあい時間を増やして、コミュニケーションの場を広げイベントの回数を増やして自治会行事に参加することに慣れて頂くように心がけております。3月は余裕があればお花見会などを企画したいと思えます。
14	行うことを検討中である	コロナ流行前は敬老の日前後会食を行なっておりましたが、今年度は、実行したい会員と、まだ流行が収まらないので実行すべきではないとの考えの会員とで、意見はまとまっておりません。
15	行うことを検討中である	趣味の会、同好会的なものを検討したいと考えています。
16	行っている	敬老の日に、古希、喜寿、米寿、白寿、百歳以上の方にお祝いの品（カステラ）をお渡ししています。
17	行っている	敬老お祝い金の贈呈

※No11、12の回答は「行っていない」でしたが、コメントがありましたので記載しています。

※No12の運営ルール文書は予めダウンロードして添付していますので各自ご参考下さい。

※締切後のアンケートも記載してあります。アンケート調査結果数値と若干異なりますがご了承下さい。

個人情報は■■■で非表示としています。

2022年4月1日

■■■自治会 ごみ管理グループ

南1丁目自治会区域内のゴミ集積所を利用する皆様へ

【本文】(敬称略)

2022年3月26日の皆さんの同意に則り、ゴミ集積所管理ルールを以下の通りとします。内容に不明点等ありましたら、■■■■または、■■■にお尋ねください。

- (1) 「ゴミ集積所場所の提供」は市の要請を順守し、従来通り1年以上の周期で持ち回りとし
ます。
- (2) 「管理担当世帯」を1週間交代(2週間連続で管理する場合を含む)の持ち回りとし
ます。
- (3) 旧八千代台南自治会のルールを流用し、以下の通り管理担当の有無、期間を定めます。
 - ① 他世帯の場所を使用する世帯は2週間連続で管理を担当
 - ② 自分の番のみ場所を提供する世帯(以下、場所提供世帯という)は1週間のみ管理を担当
 - ③ 自分の番に加えて、他世帯分の場所を提供する場所提供世帯は、管理の担当は不要
 - ④ 管理担当世帯はゴミ収集後のごみケースを閉じて片づけ・清掃のみを担当する。時々あるケ
ースとして、通行人等がゴミを集積所に不法投棄する事がありますが、この場合はお手数
ですが管理担当世帯が一旦持ち帰り、次回に自分がゴミを出すときに一緒にゴミ袋に入れて出
すようにしてください。不法投棄は極めて遺憾ですが、グループ内で対応せざるを得ません
ので、皆様のご理解とご協力をお願いします。尚、ごみケースの設置は開くだけなので、
最初にゴミ出しをされる方がごみケースを開く(設置する)ことにします。→前夜から空っぽ
の状態で設置すると夜間に不法なゴミの投げ込みの懸念があるので、これを極力避けること
が目的です。
- (4) 現状の負担区分の申告を基に場所提供と管理の振り分けを以下の通りとします。

上記①の世帯： ■■、■■、■■
上記②の世帯： ■■(注1)、■■
上記③の世帯(注1)： ■■、■■、■■

(注1) ③の世帯は居住者の年齢の高い世帯等を優先しました。■■は③でも差し支えありませんが、世帯の高齢度合いが低く他の世帯より優先度が低く、①の世帯が3世帯なので、③も3世帯に収まるように、②に区分しました。
- (5) 管理担当世帯が都合により一時的に次の世帯と順番を入れ替える等、末尾に記載の順番と異なる運営をする場合は、誰が管理担当世帯か分かるように当該世帯は「集積所管理当番」の札(以下、当番札という)を玄関ドアや門扉等、外から確認できる場所に掛けておくようお願いします。末尾に記載の順番通りの場合は当番札の表示は不要です。管理担当の交代時には

電話、直接の声掛け、当番札にメモを付す等により次の担当世帯に遺漏なく引継ぐようにしてください。←表面に当番の表示、裏面に順番と期間を記載しておきます。

(6) 2021 年度に購入したごみケースは使用に支障のない僅かな不具合があったため、販売業者の申し出により代金不要となり、実際に支出したのは盗難防止ワイヤーと南京錠のみで、現在ごみケース購入用資金には 37,153 円の未使用額があります。当該未使用額に今年度徴収済の必須費用積立額 6,000 円を加えた 43,153 円を管理口座に入金し、今後のごみケース補修更新費用として留保します。仮に 5 年に一度 4 万円のごみケースを買い替える場合、1 世帯年間千円、10 年に一度買い替える場合は 500 円がそれぞれ必要になりますが、管理口座に 43,153 円入れるので、今後の会費徴収額は補修更新費用の発生状況を見て決めることとします。

(7) 管理口座は任意団体の口座開設が可能な千葉銀行に開設し、通帳は■■■(会長)が保管し、印鑑は■■■(会計)が保管することで通帳保管者と印鑑保管者を分け、不正防止を担保します。また、入出金のあった都度、通帳コピーと領収書を電子媒体(BAND を予定)に掲載し情報共有することで監査は不要とします。

尚、通帳発行に手数料がかかる場合は上記 (6) の分配対象額から先に差し引くこととします。

(8) ゴミ集積場所を変更するときは、集積所移動届け担当世帯が「ごみ集積所移動手順書」に従って実施してください。変更に必要な書類一式は前任の担当者世帯から引継いでください。尚、書類一式は、電子ファイルで自治会専用の SNS である BAND にも保存しています。

(9) 集積所の移動と引継ぎは 3 月の最終ゴミ収集日の収集完了後、速やかに且つ市役所に届けた移動予定日までに当該年度の集積所移動届け担当世帯がしてください。

【2022 年 4 月からのゴミ集積所の持ち回り順】 * 苗字の後の数字は担当年度(4 月～翌 3 月)を示す。

●**場所提供世帯**：■■■2022、■■■2023～2024、■■■2025～2026、■■■2027、■■■2028～2029、これ以降は、■■■年→■■■1年→■■■2年→■■■1年→■■■2年の順・期間で持ち回る。

●**管理担当世帯**：以下の順・期間で持ち回る (■■■2週間、■■■1週間、■■■1週間、■■■2週間、■■■2週間、■■■に戻る)。

●**集積所移動届け世帯**：以下の順で持ち回る (■■■→■■■→■■■→■■■→■■■→■■■→■■■、■■■に戻る)。

以上

改訂履歴：

2023/3/29 集積所移動届け世帯から健康状態等に鑑み■■■を削除。また、本書を全体に渡り、旧■■■自治会から■■■自治会に変更したことに合わせた改定を行った。